令和9年度　2027年度

放課後安心特約付安全共済会



放課後安心プランのあらまし

放課後安心プランは放課後児童クラブまたは放課後子供教室等を運営する組織の代表者を契約者とし、その団体に所属する子どもや指導員を被共済者（補償の対象となる方）（※1）としてその活動を保障する制度です。被共済者が放課後体験活動中に被った死亡・後遺障害・傷害および疾病について全子連（※2）が共済金をお支払いします。また、放課後体験活動中の事故により、主催団体や指導者等（安全共済会加入者に限る）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。【施設所有（管理）者賠償責任保険は全子連が契約者となり保険料を負担しています】

（※1）放課後安心プランにご加入いただくと全国子ども会安全共済会会員となります。（※2）全子連＝全国子ども会連合会

制度の全体像

放課後安心プラン
年間掛金お一人当たり
500円

- **被共済者の傷害・疾病**
  - 主契約からの共済金
  - 放課後安心特約からの共済金
- **放課後体験活動団体の賠償責任の補償**
  - 子ども会賠償責任保険からの保険金
    施設所有（管理）者賠償責任保険
    受託者賠償責任保険ほか

補償の対象

《被共済者の傷害等》

被共済者が、補償期間中に放課後体験活動中（18歳以上の管理者の管理下）に被った死亡、後遺障害、疾病（※）および急激で偶発な外来事故により被った傷害について共済金をお支払いします。学校・自宅と放課後体験活動場所の往復中（合理的な経路および方法。学校管理下を除く）を含みます。細菌性・ウイルス性食中毒および熱中症も補償の対象となります。

（※）特約は疾病による補償はありません。

《放課後体験活動団体の賠償責任》

主催団体や指導者等（安全共済会加入者に限る）が、放課後体験活動中の事故により、法律上の損害賠償責任（※）を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。

（※）主催者以外の第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより被る損害賠償責任。

被共済者の傷害疾病の補償金額と共済掛金

主契約			＋	特約			＝
補償内容	補償額			補償内容		補償額	
死亡	1,000万円 ただし65才以上は600万円			死亡		2,100万円 ただし65才以上は1,260万	
後遺障害	後遺障害等級に応じて 1,000万円～7万円 ただし65才以上は600万円～7万円			後遺障害		後遺障害等級に応じて 2,500万円～103万円 ただし65才以上は1,500万円～58万円	
医療	健康保険等を適用した 医療費総額30% （医療点数×3円） （事故後180日以内 50万円限度）			医療	通院	通院日数×1,500円 （事故後180日以内・30日限度）	
					入院	入院日数×4,000円 （180日限度）	
					手術	40,000円 （又は20,000円） （一回限り）	
掛金	140円	・掛金120円 ・運営費20円		掛金		360円	

共済掛金には全子連運営費20円が含まれています。令和９年４月１日時点の年齢にて判断します。

放課後安心プラン

補償内容		補償額
死亡		3,100万円 ただし65才以上は1,860万円
後遺障害		後遺障害等級に応じて 3,500万円～7万円 ただし65才以上は2,100万円～7万円
医療	医療	健康保険等を適用した 医療費総額の30％ （事故後180日以内・50万円限度）
	通院	通院日数×1,500円 （事故後180日以内・30日限度）
	入院	入院日数×4,000円 （180日限度）
	手術	40,000円 （又は20,000円） （一回限り）
掛金		**500円**

※医療共済金は、以下の場合お支払い対象外となります。
医療共済金を受けられる期間に更に傷害や疾病を被った場合

共済金を支払わない主な場合

1.全子連は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、共済金を支払いません。
① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
② 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
④ 被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等。
⑤ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
イ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
ウ 自転車を運転している間の次の違反行為（酒酔い運転、酒気帯び運転、スマホ等のながら運転、遮断踏切への立ち入り、信号無視、通行区分違反、無灯火、自転車制動装置不良、通行帯禁止違反、通行禁止違反、安全運転義務違反、一時不停止、二人乗り（法定で認められる場合を除きます）
⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
⑧ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
⑨ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑪ ⑨以外の放射性照射又は放射能汚染
⑫ 喘息・癲癇の持病
⑬ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前３年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等
⑭ 被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。
2.全子連は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。
3.全子連は、被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。
4.全子連は、次の傷害に対しては共済金を支払いません。
① オスグッド病・野球肘・疲労骨折
② 感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。
③ 骨腫瘍
5.当会は被共済者が重複して当会に加入している場合であっても、同一事故に対する共済金は重複して支払いません。

契約者と補償対象者

●放課後児童クラブまたは放課後子供教室等を運営する組織の代表者を契約者とし、補償対象者はその団体に所属する子どもや指導員

補償期間

●令和9年3月31日までに加入手続き完了の場合・・・令和9年4月1日0時から
●令和9年4月1日以降に加入手続き完了の場合 ・・・加入手続き完了日の翌日午前0時から
→ 令和10年3月31日24時までの一年間

新規加入手続き

●お手続きのご案内をいたしますので、全子連へお問い合わせください。
●掛金は、4月1日（午前0時）補償開始の場合は4月10日までに全子連指定の口座にお振込み願います。

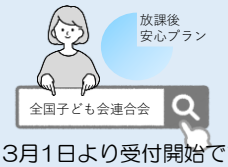
被共済者の異動

●追加加入…契約者が追加加入手続きを行います。（中途加入においても年間掛金が適用されます。）
●異　　動…同一契約者内での所属クラブ（教室）の異動の場合は掛金の支払いは不要です。
●退　　会…手続きは不要です。（掛金の払い戻しはありません。）

共済金・保険金のご請求

●放課後安心プラン…医療共済金の場合、治療が完了した日または事故後180日経過日のいずれか早い日以降、60日以内のご請求となります。
●賠償責任保険…被保険者が被害者に弁償を行っている場合、または示談が完了してからご請求願います。

お申込みから加入の流れ（令和9年度）



3月1日より受付開始です。ホームページの放課後安心プランから新規申込み。メールアドレスの登録をお願いします。



ご登録いただいたメールアドレスへ本登録用URLを記載したメールを送信いたしますので、団体情報の入力へお進みください。



加入者登録
個別行事登録

加入者登録より氏名、性別、年齢のご入力、また対象となる行事の登録をお願いします。



ご請求書と
共済掛金のお振込

入力後、決定ボタンを押していただきますと、請求書が作成されますので、ご確認後掛金のお振込みをお願いします。

事故が起きてから請求の流れ（令和9年度）

＼事故第一報からご請求／
おケガをしてしまったら
物を壊してしまったら

傷害：契約者マイページの事故第一報よりご報告ください。

賠償：ホームページにご案内している「賠償責任保険について」を確認し様式をダウンロードして事故第一報を全子連へ送付してください。



傷害：事故第一報受付後ご契約者様宛にメールで必要な書類のご案内をいたします。

賠償：保険会社からの有責無責の判断後、全子連から請求者様へ手続きについてご連絡いたします。



書類を整えていただき、所属団体が確認の上、全子連へご提出ください。

公益社団法人
全国子ども会連合会
〒112-0012東京都文京区大塚6-1-14

お問い合わせ、事故発生、請求に関しまして
☎ 03-5319-1741
houkago@kodomo-kai.or.jp
https://www.kodomo-kai.or.jp/

本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「全国子ども会連合会ホームページ」に記載されている事業方法書、約款、子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内等によりますが、ご不明点については当連合会までご照会ください。

重要事項説明書

制度概要・注意喚起情報のご説明

●制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きをいただく前に必ずお読みください。
●注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被共済者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
●本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、全子連ホームページに掲載されている「事業方法書、共済約款、放課後安心特約約款、子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」をご確認願います。なお、ご不明点につきましては全子連までご照会ください。
●団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

制度概要の説明

１．制度の仕組み
本制度は安全共済会（主契約及び放課後安心特約）と子ども会賠償責任保険からなります。
２．契約者
①安全共済会（主契約及び放課後安心特約）
原則として市町村（区）の放課後体験活動（放課後子供教室、放課後児童クラブ又はそれらに準ずる団体）を管轄する組織の代表者又は放課後体験活動の代表者が契約者となります。（安全共済会は全子連が引き受ける共済制度で、文部科学省の認可を受けて運営しています。）
②子ども会賠償責任保険
全子連が契約者です。（放課後子供教室、放課後児童クラブ又はそれらに準ずる団体および指導者等が賠償責任を負った場合に補償する契約を損害保険会社と締結しています。）
３．補償期間
令和9年４月１日午前０時から令和10年３月３１日午後１２時まで。
ただし令和9年４月１日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前０時からとなります。
４．引受条件
①加入対象者：放課後体験活動を行う組織に所属する者
②補償額、掛金：放課後安心プランのあらましをご覧ください。
③被共済者（被保険者）：安全共済会については、加入依頼手続きを行った際に登録した団体員名簿に記載のある方が被共済者となります。子ども会賠償責任保険については、放課後体験活動を行う組織および指導者等（安全共済会加入者に限る）が被保険者となります。
５．補償の内容
被共済者の所属する放課後体験活動の管理下における活動中及び放課後体験活動と被保険者の学校・自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。（ただし、原則として日本国内における事故に限ります。）
①安全共済会(主契約及び放課後安心特約)：疾病（※）又は急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）に起因する死亡、後遺障害、入院、通院、手術。　（※）特約は疾病による補償はありません。
②子ども会賠償責任保険：児童やその他の第三者にケガをさせたり、その他の第三者の物を壊したことによって、主催団体および指導者等が法律上の損害賠償責任を負った場合（往復中は対象外）
６．満期返戻金、契約者配当金及び中途脱退における返戻金
この制度には、満期返戻金、契約者配当金、及び中途脱退における返戻金はありません。

注意喚起情報

１．告知義務・通知義務等
(1)ご加入時における注意事項
加入者名簿に必要な事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しくご入力いただく必要があります。
また、掛金の不足などがありますと、共済金が支払われないことがあります。
(2)ご加入後における留意事項
代表者等の情報に変更があった場合は、ログイン後契約者情報の変更入力を行ってください。
(3)次回更新加入のお引受け
共済金請求にあたり、約款等に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので、予めご了承ください。
２．補償開始期
令和9年３月３１日以前に加入手続きを行った場合は、令和9年４月１日午前０時から、令和9年４月１日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前０時から補償が開始されます。
３．共済金・保険金をお支払いできない主な場合
学校管理下で行われる活動は補償対象となりません。免責事由は、左ページの「共済金を支払わない主な場合」・「子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内」の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。
４．共済金・保険金のご請求・お支払いについて
事故が発生した場合の共済金の手続き等については全子連ホームページをご覧ください。
共済金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被共済者が共済金を請求できず、かつ、代理人がいない場合は、被共済者のご家族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として共済金を請求できる場合があります。詳細は、全子連までお問い合わせください。（上記代理人規定は賠償責任保険には適用されません。）
賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第２２条第１項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金の請求をすることができます（保険法第２２条第２項）。
そのため、被保険者が賠償責任保険金（費用保険金を除く。）をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。
５．個人情報の取扱いについて
本共済契約に関する個人情報は、全子連が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
６．被共済者からの申し出による加入取り消し
被共済者からの申し出により、被共済者ご自身の加入を取り消すことができます。詳細について全子連までご照会ください。なお、中途での加入取り消しの場合、返戻金はありません。
７．ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について
●ご加入時にご契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、ご加入を取り消すことができます。
●以下に該当する事由がある場合には、ご加入は無効になります。
・ご加入時にご契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもっていた場合
・死亡共済金受取人を指定する場合において、その被共済者の同意を得なかったとき（その被共済者の法定相続人を死亡共済金受取人にする場合は除きます。）
●以下に該当する事由がある場合には、全子連はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の共済金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被共済者または共済金受取人が全子連にこの契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この契約に基づく共済金の請求に関し被共済者または共済金受取人に詐欺の行為があった場合等

放課後安心プラン

Step 1 ネット新規加入申込みは3月1日より

Step 2 団体情報登録

Step 3 加入者登録・行事登録

Step 4 掛金お振込

お手続きの期限

■4月1日補償開始を希望する場合
①3月31日までに入力完了願います。
②4月10日までに掛金が着金するよう
全子連の口座に送金願います。
（送金口座は請求書に記載しています。）

■４月２日以降に補償開始の場合
補償開始日前日までに入力完了と
掛金の着金をお願いします。

お問い合わせ、事故発生、請求に関しまして

☎ 03-5319-1741
houkago@kodomo-kai.or.jp
https://www.kodomo-kai.or.jp/

公益社団法人全国子ども会連合会
〒112-0012
東京都文京区大塚6-1-14

本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「全国子ども会連合会ホームページ」に記載されている事業方法書、約款、子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内等によりますが、ご不明点については当連合会までご照会ください。